

議案第17号 三田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【趣 旨】

保育所、認定こども園、地域型保育事業等の運営基準を定める「三田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」について、①こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等、②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布されたことにより、本条例について所要の規定の整備を行うもの。

【内 容】

上位法令（法律、内閣府令）の改正による下記の規定の整備等を行おうとするもの。なお、この改正により、運営基準の変更等は生じない。

（1）条ずれに伴う改正例

認定こども園法の項ずれ（第3条第11項が同条第10項に繰り上がることを受けて改める）に伴う改正

（2）文言の改正例

「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める

「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改める

「定員の遵守」を「利用定員の遵守」に改める

【施行期日】

公布の日から施行

【予算措置】

なし

【その他】

特になし